



2022年4月13日

各 位

会社名 ツインバード工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野水 重明  
(コード番号6897 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員  
経営企画本部長 小林 和則  
(TEL 0256-92-6111)

### 商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月13日開催の取締役会において、商号の変更及び定款の一部変更について2022年5月27日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 変更の理由

当社はこれまでさまざまな商品ブランドを展開してまいりましたが、今後はTWINBIRDブランドに統一し、経営の効率化を図ります。また、今回の商号変更により社名とブランド名を一致させ、より多くのお客様にTWINBIRDブランドをご理解いただくことで、リブランディング活動を加速いたします。

お客様に本質的な豊かさをご提供し、安心して永くお使いいただける戦略的新商品を投入することにより、サステナブルなTWINBIRDブランドを目指します。さらに、将来に向けモノづくりの領域を超えた新たな顧客価値の創造を推進します。

2022年1月に戦略的新商品の第一弾として発売しましたスチームオープンレンジに続き、2022年10月に「感動シンプル」を体現する新商品第二弾を発表予定であります。今回の商号変更をこの新商品第二弾の発表と合わせて広く発信したいと存じます。

##### (2) 新商号

株式会社 ツインバード

##### (3) 変更予定日

2022年10月13日

※本商号変更は2022年5月27日開催予定の第60期定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

###### ① 商号の変更

前述の1. 商号の変更に記載のとおり、商号変更を行うべく、第1条(商号)を変更するものであります。なおこの変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

###### ② 事業目的の変更

当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するもの

であります。

③ 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- a. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- b. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- c. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 定款変更のための定時株主総会開催日  | 2022年5月27日  |
| ② 定款変更の効力発生予定日       |             |
| 商号の変更                | 2022年10月13日 |
| 事業目的の変更              | 2022年5月27日  |
| 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更 | 2022年9月1日   |

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、<u>ツインバード工業株式会社</u>と称し、英文名ではTWINBIRD CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設) (12) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第39条 (条文省略)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、<u>株式会社 ツインバード</u>と称し、英文名ではTWINBIRD CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (現行どおり)</p> <p>(12) <u>飲食料の販売および飲食店舗の運営等</u> (13) <u>各種製品・機器の保守管理等に関する事業</u> (14) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(商号変更の時期)  <u>第2条 現行定款第1条(商号)の変更は、2022年10月13日に効力を発生し、その効力発生日をもって本条は削除する。</u></p>
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  <u>第3条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>